

図書館法・図書館条例・施行規則(抜粋)

図書館法

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

東大阪市立図書館条例

(図書館協議会)

第10条 図書館法第14条の規定に基づき、図書館に東大阪市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から教育委員会が任命する。

3 委員の定数は、15人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

東大阪市立図書館条例施行規則

(図書館協議会)

第14条 図書館協議会(以下「協議会」という。)に委員長、副委員長を置く。

2 委員長、副委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 協議会は、委員長が招集する。ただし、委員の3分の1以上の請求がある場合は、臨時に招集することができる。

6 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

7 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 条例第10条第2項の規定による任命後最初の協議会の招集及び委員長が選出されるまでの間における協議会の運営は、教育委員会が行う。